

岩手県監査委員告示第20号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成20年岩手県監査委員告示第11号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年4月3日

岩手県監査委員 中 平 均  
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子  
 岩手県監査委員 菊 池 武 利  
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 外部監査の種類

平成19年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

農業改良資金特別会計、林業改善資金特別会計及び沿岸漁業資金特別会計に係る事務の執行及び事業の管理

3 監査委員告示

平成20年3月7日付け岩手県監査委員告示第11号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置について 平成21年3月12日

5 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
農業改良資金・林業改善資金において、貸出実行時の審査資料が保管されていない例が散見された。保存期限の短い、各年度のつづりの中にしまわれたため、廃棄されたものと推定できる。債権は、その金額が返済されるまで存在する権利である。したがって、貸出にかかわる資料は貸付の審査から債権の完済まで、債権の管理に役立つように保管・管理される必要がある。貸付審査・実行に係る書類は、債権が存続する間、その債権の妥当性を検証するために必要な資料であり、また、貸付審査・実行に係る書類は延滞が発生した場合に回収の手がかりとなる資料であり、償還が行われている間は保存する必要がある。民間金融機関等では、これらの資料の保管は厳格に行われており、行方がわからなくなるといった事態はあってはならない。償還が行われている債務者に対するこれらの書類は、償還が終わるまで完全に保管する必要があるとともに、その管理の方法を明瞭にしておく必要がある。	平成20年9月に広域振興局等農林水産制度資金担当者研修会を、平成21年2月に同担当者会議を開催し、貸付決定及び実行時の書類の保管について徹底を図った。また、資料の管理方法を明確にするため、事務取扱要領を改正した（平成21年4月1日施行）。
C組合に対しては、平成4年度から平成7年度まで毎年貸出があったが、その貸出時に、決算書類・組合の所得証明等の資料が入手されていない。これらの資料は、債務者の返済の能力の分析に不可欠な資料であり、適正な貸出の審査・実行を行うために、必ず入手すべきである。貸出の審査にあたっては、必要な書類を揃え、それらを十分に分析・検討することが必要である。	平成20年9月に広域振興局等農林水産制度資金担当者研修会を、平成21年2月に同担当者会議を開催し、所得証明等の資料の徴求方針及びその手続きについて徹底を図った。また、貸付審査に必要な書類を明確にするため、事務取扱要領を改正した（平成21年4月1日施行）。
沿岸漁業改善資金で延滞が発生し、借受者が行方不明になっ	平成20年9月に広域振興局等農林水産制度資金担当者研修

<p>ている案件があったが、行方不明の経緯や督促、面談、回収状況を記録した資料が作成されていなかった。いつから行方不明になったかは当該債務の時効の起算点を決める重要な要素であり、回収記録等で明確にしておく必要がある。また、回収記録等の文書資料は、回収行為のための情報を以降の担当者に連絡するための重要な資料となる。そのため、延滞や行方不明といった事項が発生した場合には、回収記録等を作成する必要がある。</p>	<p>会を開催し、回収記録の整理、保管の重要性について徹底を図った。なお、当該案件については、平成20年9月に借受者の家族と面談し、延滞の督促及び情報収集を行い、その記録を作成した。</p>
<p>T氏の貸付では、当初の連帯保証人が他県に転出しているため、連帯保証人を変更している。岩手県農業改良資金事務取扱要領第53条によれば、連帯保証人を変更する場合は、地方振興局長が内容を審査することとなっている。しかし、本案件においては、農協を経由した時点で、連帯保証人として妥当と判断できると解釈し、盛岡農業改良普及センター所長の意見が「変更可」であったことをもって内容審査としている。農協は当該貸付の債権者や保証機関ではなく、当該貸付の不払いによって不利益を被るものではないことから、適切な連帯保証人の選任することに対して十分な動機がなく、このような解釈は適当でないものと考えられる。また、このような審査方法では、債権者となる県と新連帯保証人の間で十分な意思疎通ができず、新連帯保証人の当該貸付に対する責任感が低くなる懸念される。したがって、このような連帯保証人の変更については、貸付の回収について不利益を被る可能性のある県の機関が携わるべきであり、安易に他の機関を利用すべきではない。</p>	<p>平成20年9月に広域振興局等農林水産制度資金担当者研修会を開催し、連帯保証人の審査、変更手続の手順や考え方について徹底を図った。</p>
<p>債権の回収は、早い者勝ちの要素があり、不測事態の発生に対して、適時に対処することが必要となる。そのため、民間の金融機関では、延滞等の事態が発生した場合、適時に行動することでその被害を最小にするように心がけ、各種制度を設定している。県の対応は下記のケースに見られるように、民間の金融機関と比較すると、極めて対応が遅いケースが散見された。ある債務者のケースであるが、破産申立の通知が届いてから、破産者に対する対応の検討を行い、連帯保証人への説明を1度行っている。しかし、具体的な支払い方法を決定することなく、その後2年間連帯保証人への連絡は一切行われていなかった。しかも、連帯保証人に対し突然、納入通知票を発送していた。上記対応は、民間の金融機関と比較した場合、非常に遅い対応といえ、かつ、的確な回収のためには不十分な対応であると言わざるをえない。農林水産部では、債務者が法的整理を行った場合の件の対応について「県直貸資金に係る債権管理実務必携」においてその手続きを定めており、今後は当該手続きに従って、適時、適切な対応を</p>	<p>平成20年9月に広域振興局等農林水産制度資金担当者研修会を開催し、主債務者及び連帯保証人への適時、適切な対応について、改めて徹底を図った。</p>

<p>取ることが求められる。</p> <p>監査の対象とした貸付制度の中で延滞等が発生した場合、県は主債務者や主債務者の代表取締役や親子・兄弟の近い親族といった主債務者と同視しうる連帯保証人に対しての請求や回収に対する積極性が、主債務者の従業員や遠い親戚といった主債務者と同視しえない連帯保証人に対しての請求や回収には認めることができない。具体的には、次のようなケースがあった。・主債務者や主債務者と同視しうる連帯保証人が返済を行っているが、現状のペースでは完済まで100年もかかるのに、主債務者と同視しえない連帯保証人には請求を行っていなかった。・主債務者と同視しえない連帯保証人には、主債務者や主債務者と同視しうる連帯保証人が破産や死亡した後に、やっと請求を行っている。主債務者が破産や死亡している場合等、たとえ連帯保証人が債務承認や支払いを行っていたとしても、時効は中断することなく、時の経過によって時効が完成してしまう。結果、連帯保証人の時効の援用によって時効が成立することになると解されている。連帯保証人の時効の援用は、連帯保証人が決めることであり、県が関与できることではない。そのため、貸付については時効が完成する前に、連帯保証人も含めて回収しておくことが肝要となる。また、連帯保証人の死亡等によって当該保証人の財産が分散した場合、県の当該財産への実際的な追求力は弱まってしまう、十分な回収ができない可能性が高まることになる。従って、県は貸付について延滞が発生した場合、的確な回収をなし、税金を無駄にしないためには、主債務者と同様に連帯保証人に対しても適時かつ積極的な回収を行う必要がある。農林水産部では、「県直貸資金に係る債権管理実務必携」において、その手順を定めており、今後は当該手順に従って、連帯保証人に対しても適時、適切な回収を行うことが求められる。</p>	<p>平成20年9月に広域振興局等農林水産制度資金担当者研修会を開催し、連帯保証人に対する積極的な請求及び回収について、改めて徹底を図った。</p>
<p>有限会社B社については、事業廃止の決断の上申書を会社と代理人である弁護士の双方から入手していたが、実際に事業が廃止になったことを証明する資料を入手していなかった。そのため、当該債務者が実際に事業廃止したかどうか不明となっている。債務者が実際には事業廃止を行っていない場合、債務者から回収を行うべきであり、また、実際に事業廃止となっていた場合、時効の中断事由や時効の起算点が明確にならず問題となる。上記のような上申書等が債務者等からあった場合、債務者の状況を確実に把握できる適正な資料を入手し、保管すべきである。</p>	<p>平成20年9月に広域振興局等農林水産制度資金担当者研修会を開催し、今後、同様の事例が発生した際には、事業廃止の確認を行うよう徹底を図った。</p>
<p>債務者であるT氏は土地等の財産を任意に処分して農業協同組合への返済を行っており、結果的に、県は当該農業協同</p>	<p>調査・モニタリングが十分ではなかった案件については、債権管理調査員と広域振興局等職員が連携して調査を進めて</p>

組合に出し抜かれている。債権者として債務者の財産の状況を常に把握しておくことは当然であり、また、破産等の法的整理がかかる前の換金価値のある財産の処分からの債権の回収は早いもの勝ちの要素があるため、返済に困難が生じている債務者に対しては、財産の任意整理等を行い、返済を促すのは債権者としての常識である。延滞のある債務者については、財産状況等について十分な調査・モニタリングを行い、必要に応じて、財産の任意整理によって、返済を促すといった手続が必要である。

おり、回収可能な資産がある場合は、回収のための手段を講ずることとしている。